

上尾市都市計画法第53条第1項の許可等に関する規則（第4条抜粋）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請が法第54条各号に該当するほか、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものについては、その許可をすることができるものとする。

(1) 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。

(2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。